

市第 133 号議案 横浜市工場立地法市準則条例の一部改正

資料 1

国際・経済・港湾委員会
配付資料
平成 29 年 2 月 15 日
経済局

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 6 次地方分権一括法）」（平成 28 年 5 月 20 日公布）の施行に伴い、工場立地法の一部が改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）されます。この改正に伴い、横浜市工場立地法市準則条例（以下「条例」という。）で引用する同法の規定の項ずれが生じますので、必要な改正を行います。

また、市内の特定工場における、敷地内の緑地面積のうち重複緑地を算入することができる割合を、現行の 25% から 50% に引き上げる規定を追加します。

《参考》

特定工場：次の条件を満たす工場

- ・業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱及び太陽光発電所は除く。）
- ・規模：敷地面積 9,000 ㎡以上 又は 建築面積 3,000 ㎡以上

重複緑地：緑地と緑地以外の施設が重複する場合（屋上緑化、パイプの下の芝生、藤棚の下が駐車場等になっている場合等）

2 改正内容

（1）項ずれの改正（条例第 1 条及び第 3 条）

ア 改正の考え方

工場立地法の改正により、都道府県が有する町村区域における地域準則の制定権限及び事務処理権限が、町村に委譲されることとなり、工場立地法第 4 条の 2 第 1 項が削除されます。これに伴い発生する条例の項ずれについて 2 箇所改正するものです。

イ 内容

- ・第 1 条 工場立地法第 4 条の 2 第 2 項 → 工場立地法第 4 条の 2 第 1 項
- ・第 3 条 工場立地法第 4 条の 2 第 3 項 → 工場立地法第 4 条の 2 第 2 項

（2）重複緑地の算入割合に関する規定の追加（条例第 4 条）

ア 改正の考え方

工場立地法制定（昭和 49 年）以前に立地した工場が、生産施設の建替えを行う場合、建替面積に応じた緑地を新たに設置する必要があります。市内にはそうした工場が多く立地していますが、敷地内で新たに緑地を確保する余地がないため、工場の建替更新の際に課題となっています。

重複緑地の算入割合を、国基準の最大の算入割合である 50% に引上げることで、屋上緑化等の緑地面積に算入できる割合を増やし、敷地の有効活用による工場の建替や緑化の促進を図ってまいります。

イ 内容

- 現行：国準則による算入割合である **25%** を適用
- 改正：市準則に新たに国基準に示されている算入割合の最大値である **50%** を規定

3 施行予定日

平成 29 年 4 月 1 日

【参考資料】

1 市準則条例の改正部分抜粋（現行）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 **第 2 項**の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

（用語の定義）

第 3 条 法第 4 条の 2 **第 3 項**に規定する区域の区分における設定区域並びに緑地の面積の敷地面積に対する割合及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

工場立地法の改正部分抜粋（現行）

第 4 条 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、～中略～製造業等に係る工場又は事業場所の立地に関する準則を公表するものとする。（国準則）

第 4 条の 2 都道府県は、当該都道府県内の町村の区域のうちに、～中略～同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。 → 削除

第 2 項 市は、当該市の区域のうちに、～中略～ 条例で、次項の基準の範囲内において、同条第一項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。（市準則） → 第 1 項へ

第 3 項 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、～中略～ 区域の区分ごとの基準を公表するものとする。（国基準） → 第 2 項へ

2 重複緑地の算入割合に関する規定状況

現行 市準則：規定なし → 国準則の 25% を適用
（国準則：重複緑地の算入割合を 25% までと規定）



改正 市準則：重複緑地の算入割合 50% を新たに規定
（国基準：市準則に定めることができる基準の範囲を示す
→ 重複緑地の算入割合を 50% までとする）